

制度（長寿医療制度）は医療制度です!!



平成20年7月から後期高齢者医療の

保険料の普通徴収が始まります!

● 保険料の決定

後期高齢者医療制度に加入された方には、平成20年4月から、今まで納めていた国民健康保険税や社会保険料などに代わり、加入者一人ひとりに後期高齢者医療の保険料を納めていただくこととなります。

平成20年度分の保険料は、平成19年中の収入（所得）に基づいて、7月上旬に本算定が行われ、7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書でお知らせします。

● 保険料の納め方

普通徴収となる方

次の方は、年金からは天引きされず、普通徴収となります。（ただし、③～⑥の方は、順次特別徴収へ移行する場合があります）

- ① 受給している年金額が年間18万円未満の方
- ② 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超える方
- (注) 受給されている年金が複数の場合、算定年金の優先順位などによって、天引きされない場合があります。
- ③ 平成19年12月2日以降、75歳になられた方
- ④ 65歳以上75歳未満で一定の障害により、後期高齢者医療制度に加入された方
- ⑤ 制度開始時に社会保険などの被用者保険の本人及び被扶養者であった方
- ⑥ 平成19年10月以降に転入された方

普通徴収の方は、7月から翌年3月までの毎月払いで保険料を納めることとなりますので、決定通知書と併せて納付書を送付します。

なお、松前町口座振替依頼書を提出されている方は、指定口座からの振替となります。

普通徴収の仕組み（納期）

平成20年度								
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
H20年7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	H21年1月末	2月末	3月末

☆口座振替の振替日 各月25日（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）

特別徴収の仕組み（納付月）

平成20年度					
4月	6月	8月	10月	12月	平成21年2月
仮徴収			本徴収		
平成18年中の収入（所得）をもとに計算され、年金から天引きされます。			7月に平成20年度分（平成19年中の所得をもとに計算）の保険料を決定します。その額から、既に納付済の仮徴収分を除いた額が年金から天引きされます。		